ポスター掲示場に関する条例

昭和57年12月27日  
条例第55号

ポスター掲示場に関する条例をここに公布する。

ポスター掲示場に関する条例

（設置）

**第１条**　県議会議員の選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の２第８項の規定に基づき、法第143条第１項第５号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。

２　ポスター掲示場の設置に関する事務は、市区町村の選挙管理委員会が行う。

（総数の減少）

**第２条**　神奈川県選挙管理委員会は、前条の規定により設けるポスター掲示場について、市区町村における地勢、交通等の事情により、法第144条の２第９項本文の規定により算定して得た総数のポスター掲示場を設置することが困難であると認めるときは、その総数を減ずることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。